計算書類に対する注記（法人全体用）

別紙1

1．継続事業の前提に関する注記

〈該当なし〉

2．重要な会計方針

⑴有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）

②上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格に基づく時価法

⑵固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

【平成19年3月31日以前に取得したもの】・・・・旧定額法

【平成19年4月 1日以後に取得したもの】・・・・定額法

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

③リース資産

【所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産】

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

【所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産】

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

⑶引当金の計上基準

〇退職給付引当金

宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金を退職給付引当金として計上している。

3．重要な会計方針の変更

〈該当なし〉

4．法人で採用する退職給付制度

【平成18年3月31日以前採用の常勤職員】・・・・下記①、②

【平成18年4月 1日以後採用の常勤職員】・・・・下記①、③

①宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度

②独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

③三井住友海上火災保険株式会社による三井住友海上総合型DCプラン（確定拠出年金）

5．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

⑴事業区分、拠点区分及びサービス区分

〇社会福祉事業区分

◇寿幸園拠点区分

ア 法人本部

イ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム寿幸園）

ウ 短期入所生活介護事業（特別養護老人ホーム寿幸園）

エ 通所介護事業（寿幸園デイサービスセンター）

オ 認知症対応型通所介護事業（寿幸園デイサービスセンター(認知デイ)）

カ 居宅介護支援事業（清武町在宅介護支援センター）

⑵計算書類

①法人全体

・ 第一号第一様式（法人単位資金収支計算書）、第二号第一様式（法人単位事業活動計算書）、第三号第一様式（法人単位貸借対照表）

②法人全体（事業区分別）及び事業区分（拠点区分別）

事業区分が社会福祉事業のみ、拠点区分が寿幸園拠点区分のみのため、以下の計算書類の作成は省略している。

【事業区分別内訳表】

・ 第一号第二様式（資金収支内訳表）、第二号第二様式（事業活動内訳表）、第三号第二様式(貸借対照表内訳表）

【拠点区分別内訳表】

・ 第一号第三様式（事業区分資金収支内訳表）、第二号第三様式（事業区分事業活動内訳表）、第三号第三様式（事業区分貸借対照表内訳表）

【注記】

・ 計算書類に対する注記(拠点区分用)

③拠点区分
【計算書類】
・ 第一号第四様式(拠点区分資金収支計算書)、第一号第四様式(拠点区分事業活動計算書)、第三号第四様式(拠点区分貸借対照表)
【附属明細書(サービス区分別表示)】
・ 会計基準別紙3(⑪)(拠点区分事業活動明細書)
※別紙3(⑩)(拠点区分資金収支明細書)の作成は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	211,356,655			211,356,655
建物	212,675,796		17,423,210	195,252,586
定期預金				
投資有価証券				
合計	424,032,451		17,423,210	406,609,241

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

〈該当なし〉

8. 担保に供している資産

〈該当なし〉

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

〈該当なし〉

10. 関連当事者との取引の内容

〈該当なし〉

11. 重要な偶発債務

〈該当なし〉

12. 重要な後発事象

〈該当なし〉

13. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

〈該当なし〉

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

解約不能のオペレーティング・リース取引の対象資産に係る未経過リース料は以下のとおりである。

1年以内支払予定未経過リース料　　784,080円
1年超の支払予定未経過リース料　　2,613,600円